

掛川市規則第22号

掛川市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年7月2日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

掛川市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 子ども・子育て支援法施行規則第58条に規定する内閣総理大臣が定める場合を定める件（令和2年内閣府告示第18号）に該当し、保育の提供がなされなかった月における満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての利用者負担額は、第12条第1項第2号の規定にかかわらず、こども園別表に定める額（法第29条第3項第2号、第30条第2項第1号及び第3号に規定する利用者負担額にあっては、こども園別表に規定する額に100分の90を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた額））を府令第59条に定める日数を基礎として日割りにより算定した額とする。
- 3 前項の規定による利用者負担額の日割りによる算定に関し必要な事項及び手続の細目については、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市子ども・子育て支援法施行細則附則第2項及び第3項の規定は、令和2年3月から同年5月までの間の保育の提供に係る利用者負担額に限り適用する。